

## 第5章 職員厚生

### ○大雪消防組合消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例

〔昭和48年4月2日  
条例第16号〕

改正 昭和55年4月1日条例第2号 昭和58年7月30日条例第2号  
昭和60年7月16日条例第1号 平成4年9月7日条例第7号  
平成7年7月11日条例第2号

（目的）

**第1条** この条例は、大雪消防組合に勤務する消防吏員に賞じゆつ金又は殉職者特別賞じゆつ金を授与することを目的とする。

（賞じゆつ金授与の要件）

**第2条** 管理者は、消防吏員が消防業務に従事中、一身の危険を顧みることなく、その職務を遂行し、そのために死亡し、又は障害の状態となった場合においては、賞じゆつ金を授与することができる。

（賞じゆつ金の種類及び金額）

**第3条** 賞じゆつ金の種類及び金額は、次の各号のとおりとする。

- （1） 殉職者賞じゆつ金は、490万円以上2,520万円以下とし、功勞の程度によって定める。
- （2） 障害者賞じゆつ金は、2,060万円以下とし、別表に定める障害の等級の区分ごとに功勞の程度によって定める。

（殉職者特別賞じゆつ金）

**第3条の2** 管理者は、消防吏員が、災害に際し、命を受け、特に生命の危険が予想される現場へ出動し、生命の危険を顧みることなく、その職務を遂行し、そのために死亡し、その功勞が特に拔群と認められる場合においては、3,000万円の殉職者特別賞じゆつ金を授与することができる。

2 殉職者特別賞じゆつ金を授与する場合は、第2条の規定による賞じゆつ金は、授与しない。

（授与の対象）

**第4条** 殉職者賞じゆつ金又は殉職者特別賞じゆつ金は、殉職者の遺族に授与するものとし、その遺族の範囲及び授与される順位等は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号。以下「政令」という。）第9条及び第9条の3第2項の規定の例による。

（審査）

**第5条** 賞じゆつ金又は殉職者特別賞じゆつ金の授与については、大雪消防組合消防賞じゆつ金等審査委員会の審査を経なければならない。

（委任規定）

**第6条** この条例の施行に関し、必要な事項は管理者が定める。

附 則

第4編 人事（大雪消防組合消防賞じゆつ金および殉職者特別賞じゆつ金条例）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和55年4月1日条例第2号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和58年7月30日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

**附 則**（昭和60年7月16日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

**附 則**（平成4年9月7日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

**附 則**（平成7年7月11日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

別表

障害者賞じゆつ金（第3条関係）

障害の等級	功 勞 の 程 度 に よ る 支 給 額	
1 級	20,600,000 円以下	4,900,000 円以上
2 級	15,500,000 円以下	4,600,000 円以上
3 級	13,600,000 円以下	4,100,000 円以上
4 級	12,100,000 円以下	3,600,000 円以上
5 級	10,300,000 円以下	3,100,000 円以上
6 級	9,000,000 円以下	2,800,000 円以上
7 級	7,600,000 円以下	2,300,000 円以上
8 級	6,400,000 円以下	1,900,000 円以上

- 備考 1 障害の等級は、政令別表第3に定める障害の等級による。
- 2 障害の等級及び金額の決定については、政令第6条第2項から第6項（第3項第1号を除く。）までの規定の例による。